

京都市急病診療所条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第100号）（保健福祉局保健衛生推進室地域医療課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に急病診療所の管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市急病診療所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊本 頼兼

京都市条例第100号

京都市急病診療所条例の一部を改正する条例

京都市急病診療所条例の一部を次のように改正する。

第9条を削る。

第8条第1項中（管理受託者）を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中（第9条の規定に基づき急病診療所の管理の委託を受けた団体（以下「管理受託者」という。））を「指定管理者」に改め、同条第2項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第3条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 急病診療所の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 急病診療所における診療に係る業務
- (2) 急病診療所の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表第3中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 急病診療所の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に急病診療所の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)